

第 13 号

令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	3,387,622千円	△2,764千円	3,384,858千円
第2項 営業外収益	1,885,596千円	△2,764千円	1,882,832千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	3,414,807千円	5,473千円	3,420,280千円
第1項 営業費用	3,293,068千円	5,473千円	3,298,541千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「489,171千円」を「487,946千円」に、「65,912千円」を「30,207千円」に、「423,259千円」を「457,739千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	1,072,561千円	△494,825千円	577,736千円
第1項 企業債	333,600千円	△102,000千円	231,600千円
第2項 補助金	520,000千円	△289,600千円	230,400千円
第3項 負担金	210,100千円	△103,225千円	106,875千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,561,732千円	△496,050千円	1,065,682千円
第1項 建設改良費	942,929千円	△496,050千円	446,879千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	48,858千円	5,473千円	54,331千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和4年度	千円 1,284

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫